

背番号導入を叫ぶ民主党の 税財政政策の方向性を読む

民 主党が政権を奪取した。衆議院選時、同党のマニフェスト（政権公約）で、消費税増税を前面に出すのをやめた。かわりに、税財政構造の改善には天下りの禁止や行政改革（行政刷新会議）、税制上の控除から子ども手当など直接給付に政策転換、そのための財源捻出には、扶養控除、配偶者控除の廃止などに加え、数多くある「租税特別措置〔租特〕の大胆なリスト」を打ち出した。最大の租特は住宅ローン控除で、減収額は8,500億円を超える。主要な租特の廃止は、実は経済や家計への影響が大きく、整理は至難と思われる。自民党との太いパイプで財源を消費税増税に付回しし、その陰で租特減税を謳歌していた産業界も、租特見直しはもはや他人事ではない。

一方で、民主党は、中小企業支援でも大盤振る舞いの気配。法人税では、800万円以下の所得にかかる法人税率を引下げること、小さな会社ほど減税になる仕組みを提案。（中小法人の多くはそもそも法人税を納付していないところも多く、その効果は限定的だ。）また、前自民党を中心とした政権下で導入したオーナー社長の給与の一部損金経理を認めない「オーナー課税制度」を廃止し減税する提案も盛り込んだ。

民主党は、「働いても貧しい人たち（ワーキング・プア）」向けに、米英などで実施している租税と社会保障を一体化した「給付（還付）つき税

額控除」の導入に前向き。その前提として、国税庁と社会保険庁を統合し「歳入庁」を新設し、かつ、所得と給付を的確に把握するための、住基ネットをベースとした社会保障番号を創設し「納税者番号（納番）制」に転用の方向を打ち出している。だが、納番を導入し給付つき税額控除を実施している各国では、制度の複雑さからくる過誤還付・不正還付（同還付申告全体の4分の1超）が横行。政府税制調査会現地調査報告（2009年6月）でも、税務執行の困難さを指摘している（<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/pdf/g5kai5-1.pdf>〔報告日・09.8.6〕）。「納番で所得把握の厳正化」は稚拙な空論の証拠だ。「給付つき税額控除」は全員確定申告を前提とする制度であることから、500万人にも及ぶと見られるワーキング・プア向けの税務支援への、民間ボランティアの導入、そのための税理士法改正による税務書類の作成業務の有償独占化も不可避だ。

民主党は、過去4回にわたり住基ネット廃止法案（住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案）を国会に提出している。こうした重い事実に向けて新たな社保番号導入に走るつもりなのか、目が離せない。

民主党は、納税者憲章を制定し、税務行政サービスの適正化・充実をはかることを提案している。しかし、その一方、税逃れを防ぎ、適正な課税を旗印とした一般的租税回避否認規定導入論（実質課税原則の法定化）が浮上するおそれも強い。手放しでは喜ばない。

- ・巻頭言～民主党の税財政政策の方向性を読む
- ・名古屋市住基ネットアンケート調査
- ・在留外国人監視強化3改正法の成立
- ・河村名古屋市政を検証する
- ・堅牢かつ柔軟な『個人識別番号制度』必要論？

2009年10月26日

PIJ代表 石村 耕治

名古屋市住基ネット 市民アンケート結果公表、市長コメント —— 河村市長の決断に期待する！！

CNNニュース編集部

名 名古屋市は、09年9月1日、全国民に11けたの住民票コード(番号)をつけて運用する「住民基本台帳ネットについての市民アンケート」の結果をまとめ、公表した。このアンケートは、市長選時のマニフェストに基づき、河村たかし市長の指示で行ったもの。市長は、国会議員時代に住基ネット反対の立場だった。市長は、「今回の結果で、切断する、切断しないの判断をするものではない」と説明。結論は、先送りにされたかたちだ。しかし、市民団体などからは、河村市長の決断に期待する声が高まっている。河村市長、「ムスタング」になってガンバレ！！

名古屋市住基ネットアンケート結果

名古屋市がまとめた市民アンケート結果は、次のとおり。

《住民票コードについて》

「自分の住民票にコードが記載されたことを知っているか」との質問に対し、

【回答結果】・「知っている」と答えた人は半数ほど(50.3%)。・一方、「知らない」という回答も半数近くある(46.6%)。関心の薄さが浮かび上がった。

《住基カードについて》

「住基カードを知っているか」の質問に対し、

【回答結果】・内容は知らない(56.5%)・全く知らない(20.4%)が7割以上。・住基カード持っていない市民も約9割(89.2%)。・カードを持っている市民は(8.1%、過去に持った人1.3%を含めると)、1割弱(9%)程度。そのうち、住基カードが役立っているという市民は1割程度(10.9%)。・逆に、カードを持っている市民で、役立っていないと思う人は(どちらかといえば役立っていないという人16.3%を含め)5割(53%)を超えた。

《住基ネットを切断した場合》

住基ネット導入時に、国は「各種行政申請時に

住民票の添付が不要になる」と宣伝した。ところが、現在、住基ネットは今や「年金ネット」と揶揄されるほど、利用範囲が限定されている。(全国的にみても、住基ネットの使い途、99.5%は年金事務関係である。他に大きな使い途がないのが現状。)

(1)そこで、アンケートでは、住基ネットを切断した場合、年金の現況届が郵送になる“負担”になるけどどうかを質問。

【回答結果】年金の現況届出に毎年郵送代50円かかることに、“負担を感じるという人”は、44.5%。これに対して、“負担を感じない(25.1%)+わからない(29.4%)”とで、54.5%を超えた。

(2)それから、5年か10年に一度必要になる、パスポート申請のときに、住基ネットを切断した場合、住民票に写しを取る必要があるけど、“負担”になるかどうかを質問。

【回答結果】パスポート申請時に手数料300円払い住民票をとり、申請場所まで持参することについて、“負担を感じるという人”が46.1%。しかし、“負担を感じない(32.0%)+わからない(20.6%)”は、5割(52%)を超えた。

《名古屋市が住基ネットを接続していることについて》

「市が住基ネットを接続していることについて」の質問に対し、

【回答結果】・賛成（13%）、どちらかといえば賛成（21.7%）を含めても、計34.7%。
 ・一方、反対（6.3%）+どちらかといえば反対（11.3%）、計17.6%。
 ・どちらともいえない（29.5%）+わからない（16.7%）で、計46.2%（ちなみに、アンケートでは、「住基ネットは最高裁で違憲ではないとの判決が出ている」とか、「住基ネットは市民サービスの向上に役立っている」とか市側の意見を付して質

問。マスコミなどからは“中立性”を欠くと批判された。）

PIJのアンケート結果分析

PIJは、このアンケート結果は、「住基ネットの有用性は極めて怪しい。ムダな出費」。「接続しつづけるかどうかは、市長の政治判断に委ねる」が、“大方の市民の判断”とみる。

アンケート結果に対する河村たかし市長のコメント

今回のアンケートは、プライバシー問題、住民票コードの利用拡大に伴う“成りすまし”問題、住基ネット情報の漏えい問題などは、あえて問わない形でアンケート調査を実施しました。

しかし、こうした問題を含めてアンケート調査を実施した場合、市民の皆様は、市が住基ネットを接続し続けることに、もっと強い疑問符、拒否反応を示したのではないかと思います。

いま、国は、住基ネットをベースとして、新たに民間も使う形の「社会保障番号・カード」を導入しようという提案をしています。しかし、こうした形で住基ネットを拡大利用していきますと、市民の皆様のプライバシー（個人情報）を、自治体（名古屋市）が守って行くことは非常に難しくなります。

先般、アメリカの西海岸、カリフォルニア・ロサンゼルスに視察に行ってきました。たまたま、「史上最大の成りすまし事件（Biggest ID Theft in History）発覚」のニュース（2009年8月18日）を目にしました。

この事件では、1億3千万人分のクレジットカード、デビットカード情報が盗まれ、成りすまし犯罪に使われたそうです。（この事件で、マイアミに住む38歳の男が逮捕され、起訴された、との報道でした。）

アメリカでは、クレジットカード、デビットカードなどの管理に政府が出した社会保障番号（SSN=Social Security Number）が使われています。このため、カード情報が盗まれれば、社会保障番号も漏れてしまうわけです。

アメリカでは、他人の社会保障番号を使った「なりすまし犯罪」には、手をつけられない状態に陥っています。連邦議会でも、対策に苦慮しています。

わが国でも、仮に住基ネットをベースに「社会保障番号・カード」を導入し、民間利用させた場合には、こうした情報犯罪事件があちこちで起こるおそれがあります。

私としても、市民の皆様が「成りすまし犯罪」の餌食になったりすることなく、安心してくらしていけるように、先頭にたって、プライバシー（個人情報）を守っていく必要があると考えています。

住基ネットについては、私は国会議員として活動していたときは反対の立場でありました。平成20年3月には、最高裁において、住基ネットにより本人確認情報を管理、利用等することは合憲であるとの判断が示されております。しかしながら、地裁、高裁の中には、住基ネットの運用を希望しない人の権利を侵し、憲法違反であると判断したものもあります。

今回の衆議院議員選挙の結果、民主党を中心とする政権が誕生することとなりますが、同党は、過去4回にわたり住基ネット廃止法案（住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案）を国会に提出しています。

こうしたことから、新政権が住基ネットに対して、どのような方針を持って臨むのかについても注視していく必要があると考えています。

現時点で、市として引き続き住基ネットに接続するのか、切断することもありうるのかを判断しているわけではありませんが、今回のアンケート結果、費用対効果、プライバシー問題、国の動向などを踏まえながら、市民の皆様にとって最も望ましい結論を導いてまいりたいと考えています。

名古屋市長 河村たかし

社保カード構想にリンクする 在留外国人監視強化3改正法の成立

—— 日本人も在留外国人も “電子登録証”で監視される社会でいいのか？

PIJ 社会保障カード反対プロジェクト

在留外国人監視強化3改正法が先の国会で成立した。この改正により、『外国人登録証』が廃止され、「在留外国人（外国籍者・外国人住民）」には、あらたにIC仕様の『特別永住者証明書』（特別永住者向け）、『在留カード』（ビジネスや留学などでの中長期在留者向け）が交付されることになった。また、『特別永住者証明書』や『在留カード』が発行される在留外国人（外国籍者・外国人住民）は、住基ネットに組み込んで、住民票コードを振って、管理・監視することになった。

厚労省が画策している「社保カード（IDカード、国民登録証）」構想は、住基ネット基盤を使って、これまでの日本人に、在留外国人（外国籍者・外国人住民）を加えてトータルに監視するシステムを構築するプランである。つまり、社保カード構想には、在留外国人管理強化3改正法の成立が必要不可欠だったといえる。

住基ネットの基盤に在留外国人が入り、この人たちにも住民票コードを付番できたことになったことで、国の役人が画策している、“社保カード”のネーミングを使った「電子監視収容所列島化構想」も、一つの壁を乗り越えた。

「社保カード」構想は、個人情報個人個人の財産ではなく“国家の財産”という考えに立つ。医療から福祉、金融、財産、納税などあらゆる個人情報を、マスターキー・カード（検索キーカード、国民背番号カード）である社保カードを使って官民にわたるさまざまなデータベース（DB）に蓄積し、「分散管理型のナショナル・データベース」として集約、国家が電子監視できる仕組みの確立がねらいだ。また、“社保カード”は、国民登録証で、“現代版電子通行手形”とも呼べるIDカードだ。『特別永住者証明書』や『在留カード』に匹敵する。

政権を奪取した民主党、社保番号カード万歳論者がその中核にいる。社民党も政権に取り込まれ、“新たな番号反対”は言い出し難い立場になる。今後、「管理大好きグループ」の国会議員連中が一体となって、“全員、社保カード（IDカード、国民登録証）”携帯で安全・安心社会の実現を”のキャッチで、監視社会構想の“悪夢”実現に向けて、突き進む可能性も一段と強まった。

住基ネット反対運動体は、社保カード問題に真剣に取り組まないと、将来に禍根を残す。市民団体は、徹底して社保カード問題に取り組まなければならない。

在留外国人管理強化3改正法案とは

2009年6月19日、衆議院で、「在留外国人管理強化3改正法案」、が修正の上、可決された。3法案とは、次のものを指す。

- (1) 総務省が仕上げた「住民基本台帳法（住基法）改正」
- (2) 法務省が仕上げた「出入国管理及び難民認定法（入管難民法）改正」

- (3) 法務省が仕上げた「本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（入管特例法）改正」

これら3法案は、「外国人の公正な管理」とともに「適法に在留する外国人の利便性の向上」がねらいとされる。しかし、実際には「在留外国人（外国籍者・外国人住民）」を権利主体と認めず、管理をより一層強化するものとなっている。

また、自治体が外国人住民に対し提供する住民サービスの事務処理の基礎を築くことにあるとされる。しかし、内実は、外国人住民に対する自治体の事務処理制度を国の入管制度に従属させることにある。国の役人の「地方分権の推進なんぞ、食らえ」の最たる例を見る思いだ。

さらに、これら3法案は、日本人と在留外国人の一元管理をめざす厚労省の「社会保障番号カード」制度導入の土台となるものである。

今わが国に求められているのは、在留外国人（外国籍者・外国人住民）を、排斥や管理・監視の対象として取扱う法制度ではない。これからの日本社会のグローバル化に向けて、在留外国人（外国籍者・外国人住民）が、日本社会の一員として生きていくことができるための制度づくりである。

だが、現実には、国は、在留外国人（外国籍者・外国人住民）行政でも、自治体の国への追従を求め、万年野党の立場を脱して政権を奪取した民主党も、実は「国民・外国人監視万歳」を叫んでいる情けない状況にある。

在留外国人管理強化3改正法案のねらい

これらの改正法案の内容を、やさしく図説すると、次にとおり。

(1)【外国人登録証の廃止】「在留外国人（外国籍者・外国人住民）」について、これまでの「入管難民法」と「外登法」による二元的管理をやめ、「入管難民法」だけの一元的な管理に変更する。つまり外登法は廃止される。したがって、これまで自治体が交付していた『外国人登録証』が廃止される。
(2)【新たな『特別永住者証明書』（特別永住者向け）『在留カード』（ビジネスや留学などでの中長期在留者向け）の交付制度の導入】
(3)【これら「在留外国人（外国籍者・外国人住民）」を住民基本台帳に記載し、住民票コードを振る】
(4)【「外国人住民」であるかどうかは、入管難民法の在留資格によって判断する】住民基本台帳法上の外国人住民票記載事項が入管へ提供される。在留カード番号、住民票コードを検索キーに使ったデータ照合による、徹底監視が可能になる。

在留外国人のあらたな分類

これら3法の改正が実現すれば、「在留外国人（外国籍者・外国人住民）」は、次の3つに分類

される。

(1)【特別永住者】在日コリアンなど旧植民地出身者とその子孫 入管特例法に基づき『特別永住者証明書』が市町村を通して交付される。住基ネットに組み込んで監視。
(2)【中長期在留者】在留期間が3カ月を超す外国人で、特別永住者を除く 入管難民法に基づき、入管が『在留カード』を交付する。住基ネットに組み込んで監視
(3)【非正規滞在者】非正規滞在者、難民申請者など 『在留カード』を交付しない。住基ネットに組み込まれない。

3改正法により、非正規滞在者や難民申請者、さらにはその家族の多くは「自治体の住民」としては認められず、差別され、社会の片隅に追いやられ、「無権利者」、 「棄民」、と化すことが決定的になった。

わが国は、1981年に難民条約に加盟し、難民認定制度を発足させている。ただ、認定数は、2008年度でも57人程度で、過去に年間1人というときもあった。難民認定を運用で厳格にしているきらいがあり、「難民鎖国」とやゆされている。また、100人程度の難民認定申請者をメドに政府が支給してきた「保護費」も、2009年5月からは、申請者増加のため予算不足に陥り、さらに支給要件を絞込む方向と報道されている。

難民申請中は、原則として就労が認められず、生活保護や社会保険の対象にもならない。「保護費」は、「生命維持装置」の役割を果たしているのにもかかわらず、である。

今回の3改正法において、非正規滞在者、そのなかでも難民申請者に対して『在留カード』を交付しないとするのは、保護費支給対象の絞込みという「生命維持装置」を外す政策と相まって、難民申請者を、「見殺し」にするのに等しい。明らかに難民条約に抵触し、国際的な責務を果たしていない。

IC仕様の『在留カード』の携帯や監視・罰則強化の仕組み

新たな『在留カード』を使った監視システムにより、ビジネスや留学などで中長期間、日本の在留する外国人を徹底監視する。

(1) 【在留カードの記載事項】『在留カード』には、顔写真・氏名・生年月日・性別・国籍・住居地・在留資格と期間・許可の種類・就労制限の有無など、詳細な個人情報記載され、ICチップにも記載される。
(2) 【所属機関等に関する届出】中長期在留者は、所属する機関（研究機関・教育機関・企業・研修先・興行先など）が、名称変更、所在地に変更、消滅、当該機関から離脱ないし移籍、当該機関と新たな契約をした場合などには、その旨を14日以内に法務大臣（入管）へ届け出なければならない。
(3) 【所属機関等の届出義務】中長期在留者を受け入れている機関は、受入に開始・受入状況について、法務大臣（入管）へ届け出なければならない。
(4) 【在留資格の取消】中長期在留者が住居地を変更したときなど、必要な届出がなかった場合には、その在留資格を取り消すことができる。
(5) 【在留資格の取消】日本人ないし永住者の配偶者等の身分を有する者として在留する者、在留目的の活動を継続して3ヶ月以上行わない場合も、在留資格を取消の対象になる。
(6) 【在留資格の取消】中長期在留者は、記載内容に変更がある場合に、入管局・市町村に届け出なければならない。虚偽の届出義務違反に対しては刑事罰を科す。
(7) 『在留カード』の常時携帯および官憲等からの求めに応じて提示することが義務づけられる。

IC仕様の『特別永住者証明書』による監視強化の仕組み

新たにIC仕様の『特別永住者証明書』を使い、特別永住者（在日コリアンら）の管理を徹底する。

(1) 特別永住者（在日コリアンら）向けには新たにIC仕様の『特別永住者証明書』を発行する。
(2) このICカードには、顔写真のほか、国籍（地域）・住居地・生年月日等を記載し、ICチップにも記載する。
(3) 記載事項に変更が生じた場合には届出が必要。届出遅延や虚偽届出には刑事罰が科せられる。ちなみに、09年6月19日の衆院法務委員会で、3党修正により特別永住者に新たに発行する『特別永住者証明書』の常時携帯義務は削除された。

今後、外国人住民基本システムを整備、効率的な監視へ

今後、国は、全国市町村をつなぐ外国人住民基本システムのオンラインデータベースの整備に取りかかるであろう。在留外国人（外国籍者・外国人住民）の出入国から転出・転入、在留資格の変更・期間更新・永住権取得と、労働・社会保険の加入有無、国税・地方税支払いなど雇用・労働、社会保障に至る広範な情報をデータベース（DB）化し、国が一元管理する方向へ進むのではないかと。

また、在留外国人（外国籍者・外国人住民）に付番した住民票コード、特別永住者証明書番号、在留カード番号などを使ってプロファイリングやデータ照合を積極的に行い、違法就労者などのあぶり出しなどに向けた効率的で徹底した監視態勢をとるものと思われる。

まさに、“社保カード”構想とは、こうした在留外国人（外国籍者・外国人住民）管理、プロファイリングやデータ照合の仕組みを、日本人にも広げるプランだ。

社保カード構想につながる外国人監視強化3改正法の成立

民主、自民が、国取り合戦を演じていた背後で、したたかな国の役人がうごめいていた。住基ネットでは、本来、“データ監視国家3点セット”～〔分散管理型の国民情報管理のナショナル・データベース（地方自治情報センター）、背番号コード（住民票コード、マスターキー）、国民登録証ICカード（住基カード、マスターキー・カード）〕～の実現を目指していた。

ところが、このうち、住基カードを“任意取得”としたために、国民全員に身分登録証（ID）カード〔住基カード〕は普及しない。

で、いま、国の役人は、健康保険証などのICカード化を装い、国民が逃げられないサービスをターゲットに、“社会保障カード（仮称）”のネーミングで、在留外国人（外国籍者・外国人住民）を含む、国民全員に身分登録証（ID）カードを持たせようとしている。これにより、住基カードの実質的な“強制取得”に道を開こうとしている。

これまで、在留外国人は住基ネットから外れていた。彼らを住基ネットに組み込み、住民票コードを振らないと、徹底した“監視システム”は構築できない。

まさに、特別永住者（在日コリアンら）や中長

期在留外国人を住基ネットに組み込む「在留外国人管理強化3改正法」の成立は、漏れのない電子監視システムである「社保卡構想」を実現させるうえで要となるものといえる。

社保卡カードを使った「電子監視収容所列島化構想」の“愚”

トータルな監視社会、社保卡カード（IDカード・身元登録証カード）を使った「電子監視収容所列島化構想」が民主党の“安全・安心社会”構想であるとしたら、絶対に受け入れられない。まさに、国内版パスポート、現代版通行手形そのものだからだ。“通行手形なしではお使いにも出歩けない社会”が待っている。

厚労省が練っている“社保卡”構想では、“おぎゃ”と生まれた赤ん坊に国がカード発行し、自治体が交付する。住基カードとは違い自治体が発行するわけでないから、自治体は抵抗できない。「国会議員なんぞは満足に法律もつくれな。役人立法で、地方自治なんぞどうにでも料理できる」が、国の役人の本音だろう。“社保卡”構想に巣食うITハイエナ企業も高笑いかも知れない。

一方、住民は「社保卡は要らない。受け取らない」と拒否できない。健康保険証カードを兼ねているからだ。「こんなもの要らない」といったら、医者にもかかれなくなる。ところが、社保卡を提示して医者にかかればかかったで、国が実質的に管理するデータベースに各人の健康・医療情報がどんどん蓄積する。時効制度の適用もないから、今日各人の生まれてから死ぬまでの生涯情報の電子管理も容易にできる。

仮に国が「自動徴兵選抜検査」システムをつくったとする。“公益”を理由にすれば、国ないし防衛省は、データベースの蓄積された国民の医療情報の目的外利用も可能になる。国の手中にある検索キー（住民票コード、社保番号など）を使えば、いとも簡単に適格者を選抜できる“国家像”が見えてくる。政権入りした社民党が最も嫌うイメージであるはずだが・・・??

まさに、国民の健康・検診情報のようなセンシティブ情報を“国家”が管理するシステムを構築すること自体の“怖さ”、“不健全さ”が問われている。国民のプライバシーを食い物にするシステム構築に情報法や憲法の研究者の多くは異議を唱えない。むしろ、“国の役人の金魚の”

のようなかたちで無批判に迎合し、国民のプライバシー保護環境を一層悪化させて、平然としている者も多い。いずれにしろ、国民の健康・検診情報のようなセンシティブ情報については、データベース化が必要であるとしても、医師会とか、国家以外の機関が構築すべきである。

国の役人は、社保番号とICカードを使って、国民のプライバシーを根こそぎ公有化する画策をしている。だが、こんなものゆるしたら“負の遺産”となるのは明らかだ。将来に禍根を残す。また、各個人の自己情報のコントロール権は“風前の灯火”と化す。

「社保番号を納税者番号に」とか叫んでいる、今回政権を担った民主党の古川元久議員（元大蔵省役人・国家戦略室事務局長）とか、管理主義者が今回の“政権交替”で台頭してくるのはまずい。自由のない「民主党」の考え方が問われている。厚労省の役人が考えている“社保卡”構想は、限定番号としての納税者番号制とは相容れないものだ。

在留外国人 + 日本人を包括する「社保卡」構想

“社保卡”構想では、個人情報、個人の財産ではなく“国家の財産”という考えで、医療から福祉、金融、財産、納税などあらゆる個人情報を、マスターキー・カード（検索キーカード、国民背番号カード）である社保卡を使って官民にわたるさまざまなデータベース（DB）に蓄積し、「分散管理型のナショナル・データベース」として集約、国家が電子監視できる仕組みの確立がねらいだ。

一方、“社保卡”は、国民登録証で、“現代版電子通行手形”とも呼べるIDカードだ。在留外国人の『特別永住者証明書』（特別永住者向け）、『在留カード』（ビジネスや留学などでの中長期在留者向け）と同じ性格のもので、“日本人向けカード”と思えばわかりやすい。

在留外国人管理強化3改正法を、「在留外国人問題」と“放置”するのは危険だ。まわり回って「日本人の問題」になるのは必至だからだ。

一方、自由人権協会なども、在留外国人管理強化3改正法問題を、住基ネットや社保卡問題とリンケージして考える視点が求められている。外国人の人権は考えるけど、住基ネットや社保卡問題とはかかわりたくない、とは行くまい。

人権団体としての姿勢が問われている。多くの会員を失望させている「木を見て、森を見ない」姿勢は転換すべきである。

「社保カード4.30報告書」では「番号隠し」

2009年4月30日に、厚労省は、かねてから練ってきた「社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書」（以下「社保カード4.30報告書」）を公表した。

社保カード4.30報告書では、「社保番号」については、意図的に議論が回避されている。「公的保険証のカード化」をすすめているような体裁をとろうとしているためであろう。わずかに、在宅看護や往診など、ICカードリーダーが使えないなど「現実空間取引」の場合を含めて考えれば、何らかの「可視的な番号」が必要であるとのスタンスを取っている。

その時点では、大議論になりそうな、いわゆる「背番号隠し」をしながらも、実は、将来の納税者番号など、「現実空間」で提示して使う「可視的番号＝社保番号」の必要性を説いている。裏返

せば、国の役人は、「社保カード制」という「箱物」さえつくってしまえば、「安心・安全保障」のキャッチで、おバカな議員や国民は何とか懐柔できると読んでいるようにも見える。

社保カード4.30報告書は、「公的保険証のカード化」を装いながらも、住基ネットを基礎とした「社保カード発行データベース（社保カード、社保番号発行機関）」の構築のみならず、この機関に接続する「各種番号の共同溝」である「中継データベース【行政情報の共同利用センター】」のウイングの構築にまで青写真を広げている。

「社保カード」構想は、マスターキーが格納されたICカード（検索キーカード、国民背番号カード）である「社保カード」を使って官民にわたるさまざまなデータベース（DB）に国民の広範な個人情報を蓄積し、「分散管理型のナショナル・データベース」として集約、国家が電子監視できる仕組みの確立がねらいであることは明らかだ。

4.30報告書で明らかにされた「社保カード」構想は、私的な見解も加えてイメージすると、次のとおり。

社会保障カード構想のイメージ

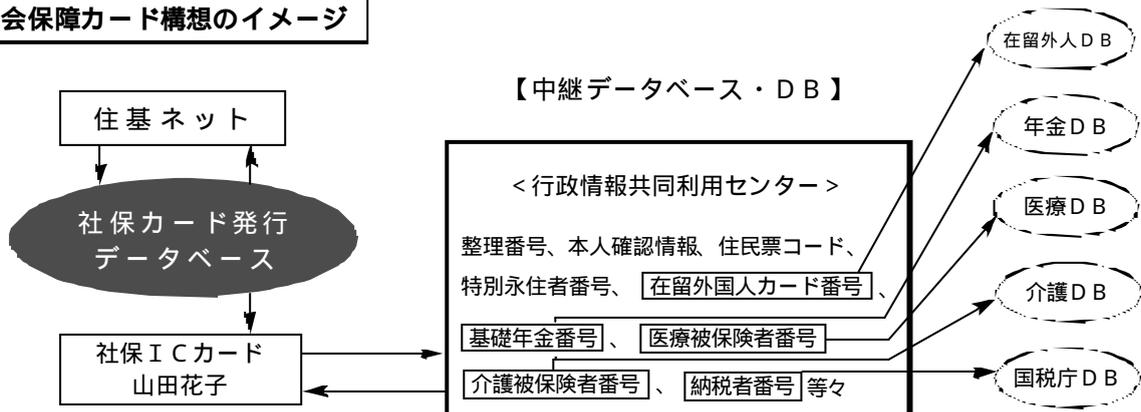
社会保障カード制の主要なコンポーネント

「社会保障カード」：検索キーとなる暗号化された唯一無二の背番号コード（可視的な番号）を含む本人確認情報を格納した電子証明・IDカード

「社会保障カード発行データベース（DB）」：住基ネットを使い本人確認を行い、社会保障カードを発行する機関（主体）。各人への社会保障番号（可視的な番号）の付番機関（？）

「中継データベース【行政情報の共同利用センター】」：暗号化された背番号コード（可視的な番号）を含む本人確認情報を検索キーに使った、いわば【各種番号コードの共同溝】【共同溝に格納される番号：整理番号、住民票コード、特別永住者番号、在留外国人カード番号、基礎年金番号、医療被保険者証記号番号、介護被保険者番号・・・（将来的には、個人の納税者番号、運転免許証番号、旅券番号等々・・・）】

社会保障カード構想のイメージ



社会保障番号（可視的な番号）とは

- (1) 付番の対象：出生番号方式による外国在住者を含むすべての日本人+国内居住外国人
 (2) 付番の方式：未定。選択としては、住民基本台帳に記録されているすべての人の住民票に記載される無作為に抽出された11けたの「住民票コード」の転用、基礎年金番号、**新規の社会保障番号**、カード整理番号など。

社会保障番号（可視的な番号）の変更は不可

住所、氏名などに変更があっても社会保障番号（可視的な番号）は生涯不変の方向（ただし「住民票コード」をそのまま転用する場合にはあらたな対応が必要）。

社会保障番号（可視的な番号）の民間利用は自由化の方向

社会保障番号（可視的な番号）の自由な（任意の）民間利用は法律で禁止しない方向。社会保障番号（可視的な番号）を基にした民間のデータベース（DB）構築も禁止しない方向。また、行政機関や民間機関が利用できる事務や分野についても、法律で具体的に限定しない方向。

社会保障カードの発行、交付

社会保障カードは、国あるいは国が関与す機関が発行。各市区町村が交付。

“社保カード”で“安心・安全”のウソ！

この“社保カード”構想が現実のものになるとすれば、広範な個人情報、中継データベース【行政情報の共同利用センター】のウイングのなかで公有化され、国の役人が管理・監視するのが容易になる。また、各人の社保カード番号などを検索キーに各種データベース（DB）に蓄積された特定個人の情報に対する捜査当局からの照会（刑事訴訟法197条2項、同279条）も頻繁に行われることになる。

さらに、検索キー（社保カード番号など）を使ったデータベース（DB）間のデータ照合が頻繁に行われるようになり、「ヒット（当たり）」と出た場合には、有無を言わずに違法行為を問わ

れる事態も出てこよう。微罪で罪を問うのにデータ照合が活用される危険性も高い。「“社保カード”構想で電子監視社会になっても、悪いことしていなければ怖がることはない」では済まされない。

民主党は、過去4回にわたり住基ネット廃止法案（住民基本台帳法の一部を改正する法律の廃止等に関する法律案）を国会に提出している。こうした重い事実に向き合って、新たな社保カード構想をすすめる方向なのだろうか。今回の選挙で勝利し「右向けと言われれば右向き・・・」ような、ど素人議員をたくさん抱えた民主党から、目を離してはならない。私たち市民は「“社保番号カード”で“安心・安全”のウソ」を見抜く眼力が問われている。

≡ 最近の気になるニュースを分析する ≡**政府のIT戦略本部の「電子私書箱」構想は憲法違反**

（CNNニュース編集部）

政府のIT戦略本部の調査会は、6月30日の会合で2013年度までに「国民電子私書箱（仮称）」導入を掲げた“i-Japan戦略2015”をまとめた（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kongo/digital/dai9/9gijisidai.html>

）。「国民電子私書箱（仮称）」構想とは、電脳空間に、国民一人ひとりに付けた社会保障番号で管理する個人情報を集約したボックスを設けようというもの。

そして、そのボックスの中には、年金や医療が

ら納税額、預貯金口座の額、電気・ガス料金・水道料金・NHK受信料などの公共料金など広範なプライバシーを集約しようというもの。いわば、国家がすべての国民のプライバシーの公有化を図ろうというプラン。

いわく、『i-Japan戦略2015』～国民主役のデジタル安心・活力社会の実現を目指して～とか！！ 政権交替で、「国民が主役」を唱える民主党によく似合うプラン?? 冗談はいい加減にしてくれ!! 「役人が主役で、デジタル不安・プライバシーゼロ社会の実現を目指して」が本当の中身だろうに??

「国民の利便性をはかる」、がうたい文句? だが「ちょっと待った!!」 こうしたプランは、明らかに憲法13条「すべての国民は個人と

して尊重される」に違反する。

「国民電子私書箱」に入ったプライバシーは、国家が管理するのであるから、「国民監視」、「電子収容所列島化」プランであることはあきらか。国家が個人情報を管理するというおぞましい計画だ。

役人がITハイエナ企業、御用学者などつるんで肅々と、国民のプライバシーを餌食に、とんでもない構想を練ってきた。民主党新政権は、こうした構想を継続するつもりなのか?

「役人が主役」で、役人が国民のプライバシーをピーピング・トム(でばがめ)できる仕組みが出来あがる。こんなもの絶対要らない!! 明らかに「違憲」である。

最新のお知らせ

「朝日新聞」が納税賛成へ変節

(CNNニュース編集部)

朝日新聞2009年6月14日(日)「社説」 「納税者番号」で、「導入へ不安解消の議論を」と、従来の納税導入消極論から、導入賛成へ大きく舵を切った。背景には、民主党の「納税と給付つき税額控除」セット導入論を支援するねらいがあるものと思われる。

朝日新聞は、2009年1月22日朝刊「オピニオン」に、元財務省の役人で「納税賛成論者」の中大法科大学院教員の森信茂樹氏の意見を掲載したところから、様子がおかしくなった。

その後、2009年5月4日朝刊社説「行政のIT化 政府全体で考えねば」において社保番号、社保カードについて、今後の「変節」があり

うことを匂わせていた。ただ、その賛否については明確にしていなかった。

ところが、前記6月14日の社説では、番号制度導入賛成への姿勢を明確にした。同社説いわく、「納税者番号制には管理社会化の一面はある。しかし、社会保障を充実させるには、乱用の防止を前提にして導入せざるを得ないのではないか。」と。何の「乱用」防止かは意味不明な文章ではある。仮に民主党や自民党などが提唱する「社保番号=納税の乱用」防止をいうのであれば、「いったんこれの導入をゆるせば、歯止めはできない」ということを、肝に銘じるべきである。言論界の責任は重い。

朝日新聞、番号制導入賛成へ向けた「変節」の最近の経緯

- | |
|---|
| ・2009年06月14日朝刊：【社説】納税者番号 導入へ不安解消の議論を |
| ・2009年05月04日朝刊：【社説】行政のIT化 政府全体で考えねば |
| ・2009年02月11日朝刊：【ニュースがわからん!】納税者番号制が浮上しているが? 所得などを把握しやすい |
| ・2009年01月22日朝刊：《オピニオン1》【私の視点ワイド】納税者番号制度 受益の観点から議論が必要 森信茂樹 |

今、なぜ 市民税減税・納税者憲章制定なのか！ — 河村名古屋市政を検証する

石村 耕治（白鷗大学教授・名古屋市経営アドバイザー）

はじめに

I 「経営アドバイザー」とは

政治任用とは？
専門委員とは

市民税「減税競争レース」

東京都杉並区の動き
愛知県半田市の動き
名古屋市の“非常識”？
河村「市民税10%減税」構想の考え方
国の地方税政策にみる“常識”
今回の「市民税10%減税」の対象とは？
現行地方税制における河村減税のスタンス
減税実現にあたり、「簡素」も大事

「納税者権利憲章」とは何か

今、なぜ「納税者（権利）憲章」なのか
「市民憲章」とパッケージで
「納税者（権利）憲章」が先行する訳は？
「憲章」は、“要綱”タイプか、“条例”か

地域委員会構想実施への動き

むすびにかえて～河村減税構想の今後

はじめに

河村たかし前衆院議員は、2009年4月26日の名古屋市長選で、51万票の信任を得て圧勝した。市長選挙時に、「政策マニフェスト：減税ナゴヤ／庶民革命・脱官僚」を公表、《庶民が主役で創る、日本一税金が安く、安全・安心で、活力ある名古屋》のキャッチの下、以下のような『河村たかしがつくる3つの日本一 ナゴヤ』とのタイトルで3つの目標をかかげた。

〔表1〕政策マニフェスト「3つの日本一をつくる」の骨子

日本一	税金の安い街	ナゴヤ
日本一	福祉、医療、住民自治が行き渡った街	ナゴヤ
日本一	早く経済復興する街	ナゴヤ

ここでは、これら3つの目標のうち、『日本一 税金の安い街 ナゴヤ』を取り上げる。

I 「経営アドバイザー」とは

河村市長は、当選後、学識者や財界人ら10人程度を、市の「経営アドバイザー」に委嘱した。経営アドバイザーは、通称。正式には、地方自治法174条に基づく「専門委員」で、政策ブレーンとして市政運営にかかわる。

政治任用とは？

河村市長は、経営アドバイザーの任用について、選挙後に政策スタッフを従えてホワイトハウスに乗り込む米大統領に自分を重ねて、「アメリカのスポイルド（政治任用）制度のイメージでやっていきたい」と説明した。

アメリカでは、民主党が共和党から政権奪取した。今年1月に就任したオバマ大統領は、7,000人を超える人材を募った。アメリカの場合、大統領交代に伴う人事異動は、閣僚や主だった官僚、各国への派遣大使から、運転手やコックまでおよび、文字どおり“総入れ換え”する。こうした制度を、スポイル（政治任用）システムと呼ぶ。

これに対して、わが国では、政権が変わっても、各種政策を操っている“役人”は変わらない。立法府（議員）の行政府（役人）への依存度は想像を超える常態にある。“政策を役人が独占、議

員はロビイスト（役人への陳情者）が実態であった。

これでは、民主党が自民党にとってかわっても、政策に大胆な“変化”を期待できないことを意味する。国政で新政権ができたとしても、“立法院と行政府との仲良しクラブ”関係を“破壊”できるかどうか問われている。

この点、河村市長は、衆院議員としての苦い体験から、市政における“仲良しクラブ”関係の“破壊”を目指している。そのために、経営アドバイザーのかたちで独自の政策スタッフをかかえようというわけだ。

経営アドバイザーは、市民税10%減税をはじめとし、選挙公約の実現に向けて市長を支える。

ただ、経営アドバイザーの多くが市長選でマニフェスト策定にかかわった「チーム河村」のメンバー。このため、マスメディアや市議などからは、逆に“側近政治”、“仲良しクラブ”などと揶揄されている。

確かに、スポイル（政治任用）システムには“功罪”がある。しかし、“大改革”には、さまざまな制度や仕組みを総動員、活用する必要がある。政治任用も、諸策の一つに過ぎない。

委嘱されたのは、浅野洋・税理士（地域委員会の監査）、石村耕治・白舒大教授（税制）、小島敏郎・青山学院大教授（環境政策）ら。総勢10数人が河村市長の「庶民革命のための市政構造改革」構想のブレーンとなる。

専門委員とは？

名古屋市の「経営アドバイザー」とは、地方自治法174条に基づく「専門委員」。地方自治法は、「専門委員」について、次のように規定する。

〔表2〕地方自治法174条の「専門委員」の規定

第174条【専門委員】	普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。
第2項	専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。
第3項	専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。
第4項	専門委員は、非常勤とする。

専門委員は、性格的には、市長の“補助機関”である。専門委員を置くかどうかは、任意である。専門委員の設置については、特に市条例ないし規則で明定する必要はないとされる。

もっとも、行政実例では、規則を定めて設置するのが適当とされている。専門委員は、市長が、独断で、専門の学識経験者のなかから選任できる。専門委員は、市の非常勤職員。常勤は認められない。

したがって、地方公務員法上は、専門委員は、特別職の公務員の地位にある。名古屋市の場合、公の会議に出席した場合、日額1万6,150円+交通費の支払を受ける。ほぼタダ働き、ボランティアの待遇で、社会奉仕する。

〔表3〕政策マニフェスト目標「日本一 税金の安いナゴヤを実現する」の中身

目標	日本一 税金の安いナゴヤを実現する
約束	(1) 日本初の市民税減税
	市民税10%を減税
	現下の経済状況に対応し、日本初の市民税減税をして、市民生活を支援するとともに消費を刺激する。
	・減税目標値は、例えば市民税2,500億円の10%、250億円。納税者本人に加え、配偶者・扶養家族を加えると約180万人の市民に、減税の恩恵が及ぶことになる。
	・減収分の250億円は、名古屋市の平成20年度予算総額2兆6,000億円の1%相当。減収分は、徹底した行財政改革により無駄遣いを根絶することで対処する。
	・まず、減収して、全体の予算を決めた上で無駄遣いを根絶。今までの政治の順序が逆であった。減税の姿として、定率減税（金持ちはゼロ）、定額減税、子育て減税、勤労者減税、社会保障減税、それらのミックスなどの選択。
	・いずれにしろ、減税については、市長のもとに「減税検討プロジェクトチーム（仮称）」を設置して具体的な検討を行い、成案を得る。

納税者権利憲章の制定

名古屋市に納税する住民の保護のために、「名古屋市納税者憲章」を制定し、市税務行政サービスの充実をはかる。

市民税「減税競争レース」

河村市長は07年度約2537億円だった名古屋市の市民税を、今年度内にも個人市民税、法人市民税を合わせて10%下げる意向だ。河村減税プランが「正夢」になれば、名古屋市が全国初となる。だが、「ちょっと待った」の競争相手の出現が気になる。

東京都杉並区の動き

東京都杉並区（山田宏区長）は、2007年に「杉並区減税自治体構想研究会」を立ち上げ、区民税減税「夢」プラン「減税自治体構想」を練ってきている。09年1月には、「杉並区減税自治体構想研究会の研究報告書」（http://www2.city.suginami.tokyo.jp/library/file/H21genzeijichitai_houokusyo.pdf）を公表している。

東京都杉並区はその報告書は、10年後に10%減税、20年後の15%減税可能と、いわば「未来志向」の内容。

河村減税「夢」プラン公表に刺激を受けたのか、09年6月11日に急きょ、東京都杉並区は、同区のホームページ（HP）「杉並区の将来にわたる繁栄のため「減税自治体構想」の実現を目指します」の「おしらせ」（<http://www2.city.suginami.tokyo.jp/news/news.asp?news=8694>）をアップした。

杉並区も、急きょ減税プランを実施する方向性を打ち出した。山田宏区長が09年9月7日の記者会見では、「名古屋市は、減税後に行革、こちらは借金なしの堅実型」と競争意識をむき出しにした（朝日新聞09.09.08朝刊参照）。

杉並区の減税自治体構想では、毎年、一般会計予算約1割（約150億円）を積み立てて、10年後にその運用益で区民税を一律10%程度（約60億円）減税する考え。

杉並区の場合、区債残高がゼロになるメドがあったため、その償還に充てていた資金を「減税基金」の積立に回す。

来年はじめに「杉並区減税基金条例（仮称）」案を区議会に提出し、条例通過後に積立をはじめると。

愛知県半田市の動き

さらに、09年6月7日の愛知県半田市の市長選で当選した榊原純夫市長も、個人所得税実施の方向を打ち出した。

名古屋市の「非常識」?

自治体の減税の「競争レース」がはじまった。これまでの「税金のバラマキ、消費税増税の道づくり」政策にストップをかけるためにも、「減税競争レース」はカンフル剤になるはずだ。新民主党政権の「ばらまき」とは一味違う政策実施は、地方分権の新たな流れをつくる可能性を秘めている。

現在、多くの自治体が法定外税など「増税」に走るのが「常識」化している。これに対して、名古屋市の「非常識?」、自治体の「減税競争レース」の激化は、公務員や議員の経費削減など「ムダの削減」と結びつく可能性を秘めている。

河村「市民税10%減税」構想の考え方

河村「市民税10%減税」構想の「理念」をまとめて見ると、次のとおり。

〔表4〕河村「市民税10%減税」構想の「理念」

- ・税のムダ遣いがあらたならず、行政の効率化もすすまない、昨今の国と同様の租税政策を無批判にすすめていけば、「税高くして民亡ぶ」の感が強い。
- ・そこで、市長は、名古屋市は、選挙公約に従い、全国にさきがけて「税減じて民興す」あるいは「税軽くして民興す」の政策をすすめる方針を打ち出す。
- ・「役所が使える税源を絞る」ことにより税のムダ遣いをやめる。これにより、自治体間「競争」が必要なことの「波」をつくり、人も企業も、「税がやすい名古屋」に来るように、「キラキラ星の名古屋」をつくりたいという政策。

国の地方税政策にみる「常識」

周知のように、従来から基本的な地方税の租税政策は、国（総務省）が立ててきている。国は、

これまで「地方自治体は増税に走るのが常識」といった姿勢を貫いてきた。その構図は、やさしくまとめて見ると、次のとおり。

〔表5〕国と地方税法と地方の課税権との関係

- ・地方税では、国の法律である「地方税法」で、地方団体が通常、条例で課税すべき税金の種類や標準税率が決まっている。
- ・ただし、国の総務大臣と協議し、同意が得られれば「法定外税」（つまり、地方税法に定める税金の種類以外の税金）を設けることができる。
- ・これが、地方団体の「増税の免罪符」になっている感が強い。〔例、レジ袋税、自転車放置税、横浜みどり税等々〕（ただ、市民は、何のために市民税や固定資産税などを払っているのか、原点に立ち返って考える必要がある。）
- ・また、平成16年度の国の税制改正で、「財政上特別の必要がある場合」には、超過課税が可能。これが、地方団体の「増税の打ち出の小槌」になっている感が強い。

今回の「市民税10%減税」の対象とは？

今回の河村減税プランは、こうした従来からの国の常識にチャレンジするものである。その対象は、次のとおり。

〔表6〕今回の減税対象とは

住民税：県民税 + 市民税 + **市民税** ←【今回の減税の対象】

現行地方税制における河村減税のスタンス

河村減税のスタンスを確認するために、現行地方税制を点検してみる。

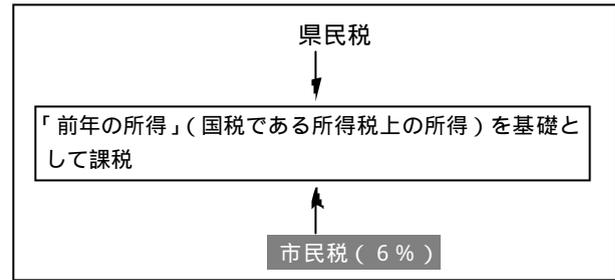
《個人住民税、法人住民税》
個人住民税 = 「均等割」 + 「所得割」
法人住民税 = 「均等割」 + 「法人税割」
 （+ 預金利子に対する利子割）

個人住民税とは何か

【均等割個人住民税の課税標準】

均等割県個人住民税	年額 1,000円（地方税法38条）
均等割市個人住民税	年額 3,000円 （地方税法310条）

【所得割個人住民税】（10%、うち市税6%、県税4%）



【旧住民税制から新住民税制への改正骨子】

平成18年度までは、超過累進税率で課税

所得割県民税	
700万円以下	・・・ 2%
700万円超	・・・ 3%
所得割市民税	
200万円以下	・・・ 3%
200万円超	・・・ 8%
700万円以下	・・・ 10%
700万円超	・・・ 10%

・これが、平成19年度の税制改正で、国税である所得税最低税率10%から5%に下げられた分（5%分）が、住民税の最低税率5%（県2%、市3%）が、10%（県4%、市6%）に引き上げられた。
 ・超過累進課税をやめ、比例税率課税としたため、低所得市民に増税感が強まった。
 ・平成19年度税制改正は、住民税における、これまでの「応能負担」的な側面を弱め、「応益負担」の原則、つまり「地域社会への参加費」的な性格、を強めたともいえる。

法人住民税とは何か

【均等割法人住民税】

県民税：資本等の金額のよる
 年2万円～80万円（地方税法52条）
市民税：資本等の金額 + 従業員数による
 年5万円～300万円（同312条）

【法人税割法人住民税】

《国税である法人税額に税率を乗じて計算》
 県民税：税率 5%（地方税法51条）
市民税：税率 12.3%（同314条の4）
 ・法人住民税の確定方式：【申告納税方式】市民税については、市の窓口の申告書を提出

減税実現にあたり、「簡素」も大事

減税の選択肢は、「定率減税」、「定額減税」、「税額控除」、「定率減税 + 超過課税」、「給付つき税額控除」などがある。

〔表6〕減税手法の選択肢・アラカルト

定率減税 ：標準税率を引き下げ的方法。（所得割については、中低所得者に対する不均一課税も加味する方法）
定額減税 ：減税額が所得の大小とは関係なく世帯員の数などにより減税する方法。昨今の「定額給付」と似たような問題点が浮き彫りになる。
定率減税＋超過課税 ：個人市民税や法人市民税に標準税率を下回る課税をする一方で、法人市民税法人税割には超過課税を行う方法。
個人に対する税額控除 ：個人の市民税額から10%相当額を税額控除する方法。
個人に対する給付つき税額控除 ：「負の所得税（negative income tax）」の考え方をベースに、「働いても貧しい人たち」を対象に、勤労によって得た所得に対して一定率（水準）の所得税額を軽減し、その水準に達しない人に対しては、下回る差額を負の課税、つまり、マイナスとなる分の税額を生活のための給付金として支給・還付する方法。
その他：

河村マニフェストでは、低所得層に恩恵が厚く、高所得層には恩恵ゼロにすることを謳っている。しかし、こうした仕組みを組み入れるとすれば、税制が複雑になってしまう難点がある。税制改革の青写真をつくるときには、「簡素」に配慮することも重い課題の一つとなる。

定率減税が、ある意味では、一番簡素な仕組みとなる。したがって、個人市民税で言えば、均等割個人市民税の課税標準3,000円の10%＋所得割個人市民税6%の10%を減税する方法が一番簡素といえる。その上で、低所得層には、社会保障で何らかの対応をし、高所得層には、市への寄附金の支出などを奨励するかたちで対応するのでも一案である。

これに対して、法人市民税の減税については、かなり難しい対応が求められる。

「納税者権利憲章」とは何か

河村たかし名古屋市長は、市長選の際のマニフェスト（選挙公約）に、市「納税者（権利）憲章」の制定をあげた。この「納税者（権利）憲章」とは何か問われる。

河村市長は、名古屋市の「主役」は、「役所」

ではなく、あくまでも「庶民」、「市民」である、と言明した。したがって、「納税者（権利）憲章」は、「納税者が主役」の税務行政を敷くための役所のサービス方針を明らかにしたものである。

今、なぜ「納税者（権利）憲章」なのか

減税は、一度実施すると、その後は慣れてしまっただけで納税者には「サプライズ」ではなくなってしまふ。その後は、税務行政サービス（カスタマー・サービス）を向上させて、納税者の満足度を保つ必要がある。

「納税者権利憲章」あるいは「納税者憲章」を定める理由は、ズバリ言って、「庶民」、「市民」が主役の「効率的な自治体」の実現にある。「効率的な自治体」実現のためには、「量的な改革」と「質的改革」が必要になる。

〔表7〕行政改革：「量的な改革」と「質的改革」

「量的な改革」とは、やさしく言えば、役所や公務員などの数をできるだけ減らすこと。

「質的改革」とは、やさしくいえば、行政サービスの効率化、納税者、市民が主役の意識での行政サービスを徹底すること。

この場合、役所は、民間のお客さま（カスタマー）サービスの手法を大胆に取り入れる必要がある。

言い換えると、質的改革を実現するには、役所は、市民をお客さま（カスタマー）と見て、カスタマーに対する行政サービスの「質」の改善、QC（質的管理）基準を明確にする必要がある。

「市民憲章」とパッケージで

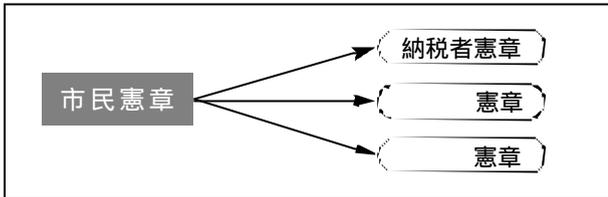
例えば、イギリスなどでは、役所が「市民が主役の意識で行政サービスをするためのスタンダード（基準）」を謳った「市民憲章（Citizen's Charter）」を発表している。これは、いわば「お役所のマニフェスト」である。

また、役所の課税部門は、「納税者憲章（Taxpayers' Charter）」、「納税者権利憲章（Taxpayer Bill of Rights）」などを公表している。

「市民憲章」と「納税者憲章」は、いわば、前者は「総論」、後者は「各論」という関係とみればよい。つまり、「市民憲章＝総論」、「納税者憲章＝各論」。

ということは、「各論」は、納税者憲章の他に、福祉憲章、中小企業憲章等々、名古屋市が関係している事務部門ごとに制定することも可能ということだ。

〔表8〕「市民憲章」と「納税者憲章」の所在



近年、各自治体において、「都市憲章条例 (City Charter)」ないし「自治基本条例」を制定する動きが活発である。

しかし、役所に対して、毎年、市民、お客さまサービスの目標値と達成率を点検〔行政評価〕し、市民、納税者、議会に報告を義務づける仕組みは入っていない。やはり、「City」が主役ではダメで、「Citizens」、「Taxpayers」が主役の憲章づくりが必要である。

プロセスとしては、「市民憲章 (Citizen's Charter)」条例を制定し、その後に「納税者憲章」ないし「納税者権利憲章」条例を制定するかたちも一案。名古屋市もこの方向で憲章の制定をする方向である。

「納税者 (権利) 憲章」が先行する訳は？

とりわけ、先行して納税者 (権利) 憲章をつくらうとなるのは、やはり「納税」は、最も多くの市民のかかわる問題であることによる。

納税者憲章、納税者権利憲章は、役所は「市民、納税者が主役でお客さま」という意識で、手続 (説明責任) を尽くして税金を取る仕事することを約した、いわば「公約」ともいえる。

税金を取るに先立って十分に手続 (説明) を尽くしたうえで税金を取れば、その後に役所と市民、納税者との間でのもめごと (紛争) が少なくなるはずだ。

まさに、「納税者憲章」、「納税者権利憲章」は、市民、納税者に納得して税金を払ってもらうための仕組みづくりを目指しているわけである。

役所が、どういうスタンスで、市民、納税者にサービスを提供し、手続 (説明責任) を尽くして税金を取るのか、その基準 (カスタマー・サービス・スタンダード) を明らかにした文書が「納税

者憲章」、「納税者権利憲章」である。

こうした憲章が「絵に描いたもち」にならないように、役所に対して、毎年、市民、お客さまサービスの目標値と達成率を点検〔行政評価〕し、市民、納税者、議会に報告を義務づける仕組みも必要である。市民、「納税者が納得して税金を払いたい自治体になる環境をつくること」も河村公約の柱の一つである。

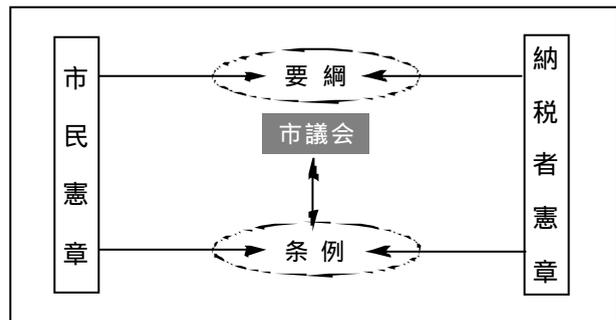
こうした環境づくりには、当然「税の使い途」が問われる。

また、市民税10%減税で、「税が安く、行政サービスがよい自治体」のつくりが求められる。河村市政は、この面での自治体間「競争」が必要なことの「波」をつくり、名古屋市がその競争で勝組となり、人も企業も、名古屋市に来るようにしようということであろう。

「憲章」は、「要綱」タイプか、「条例」か
「市民憲章」、「納税者 (権利) 憲章」の類型：要綱 (プロパガンダ) タイプ~法的拘束力なし。 条例タイプ~法的拘束力あり。

法的拘束力のある実効性のある憲章条例が望ましいが、職員に対し職業倫理的なものを求める場合には、「条例」になじむのかどうか問題になる。

〔表9〕「憲章」は「要綱」によるべきか、「条例」によるべきか



ちなみに、条例のかたちを選択する場合には、条例制定手続を踏む必要がある。つまり、パブリック・コメント手続を経て、各界から意見聴取し、市議会に条例案を提出し、承認が得られなければならない。税理士会など税界から貴重な意見が寄せられることを期待したい。

民主党は、マニフェストで、国政レベルでの「納税者権利憲章」の制定を謳っている。このことは、名古屋市がつくる納税者 (権利) 憲章が、そのさきがけとなることを意味する。名古屋市が

つくった納税者（権利）憲章の内容いかんでは、全国の“笑いもの”にならないとも限らない。

地域委員会構想実施への動き

河村市長が掲げる公約の1つに「地域委員会」の実施がある。

この政策の中核となるのが“ボランティアによる地域委員会”の構想だ。地域委員会は、市民が一定の予算内で福祉や防犯、街づくりなど生活に密着した事業を決めるための仕組みである。その設置手順は、次のとおり。

〔表9〕地域委員会設置の手順

<p>希望する地域（中学校区や小学校区など）を募る 十分な準備を経たうえで、公選に準ずる手続きで委員を選定、モデル実施する。 対象を増やし、予算も拡大する</p>

この地域委員会構想対しては既存の組織からの抵抗が強い。この公約に抵抗する区政協力委員議長（町内会長）協議会の臨時会が09年9月10日、市役所で開かれた。

この臨時会は、協議会が9月1日に、協議会の「合意」なしにモデル公募を始めないことを求める請願書を提出したことを受け、河村市長が開催を求めたもの。

河村市長と16区の議長らが意見交換したが、委員の選任方法など双方の意見は対立し、溝は埋まらなかった。

各議長からは「選挙で委員を選んだら、誰が通っても落ちて、地域はガタガタになる」「今の

仕組みではなぜだめなのか」など不満が続出した。河村市長は、来年4月からのモデル実施をすすめることで、その結果を斟酌し、内容を見直しながら詰めていくことを提案した。

もっとも、この日の臨時会でも、議長側は住民自治の新たなあり方を全否定したわけではない。協議会はその後、「合意」を「理解」に修正し、全面対決を避けたかたちをとった。したがって、市長サイドができるだけ早くモデル実施の対象や予算規模、委員の選任方法など具体的内容を明示することで、流れを変える努力が求められているのではないかと。

むすびにかえて

～河村減税構想の今後

名古屋市議会財政福祉委員会は09年7月7日に、河村たかし市長公約の「市民税10%減税基本条例案」の採決を見送り、継続審議とすることを決め閉会した。

基本条例は「市民税10%分を来年度から減税する」などと目標のみを盛り込んだ条例案である。民税減税基本条例について、「財源が明示されておらず、十分な議論ができない」などとして今議会での成立を見送り、継続審議にすることを決めた。

減税財源を明示できなかった市長に市議会各党がブレーキをかけたかたち。市民に人気のある市長の案を否決して「抵抗勢力」と呼ばれるのを恐れた結果ともいえる。最終条例案は11月の市議会定例会をめどに提案する方向で動いている。民主党市議団の吉田伸五団長は、基本条例では、誰を対象にどうするかたちで減税するのははっきり

しないことを指摘している。今後、11月議会で成立を目指し継続して審議する方向だ。

市民税10%減税条例も先行きがいまだ定まらず、住基ネットの切断も先送り、地域委員会実施も立ち往生の現状だ。

河村市長は決断が難しい状況に置かれている。ある意味では、名古屋市の現状は、今回、国政で政権を奪取した民主党の政権運営の今後を占ううえでも、ミニチュア・モデルとなるのではないかと。



評論家・田中直毅の“プライバシー感覚”を疑う

アツと驚く、田中直毅の
“堅牢かつ柔軟な『個人識別番号制度』”必要論？

(CNNニュース編集部)

田中直毅（国際公共政策研究センター理事長）という肩書の人が、09年9月4日日経朝刊「新政権へ：課題聞く」で、次のように言う。

「まず必要なのは憲法25条に規定する生存権を保障し、その使命を果たすための共通の社会基盤を整備することだ。堅牢かつ柔軟な『個人識別番号制度』をすべての国民にふることから始まる。民主党は納税者番号制度の導入と社会保険庁と国税庁の統合による『歳入庁』の発足を公約した。識別番号制は、それをより充実させるイメージだ。」

「名前はさておき、人がこの世に生まれてから墓場に入るまで遭遇するあらゆる局面に役立つ番号制度がある。国が一人ひとりの個別の情報を集めるのがねらいではない。個人情報に厳重に保護したうえで、たとえば派遣社員をしていて職を失う羽目になった人がどの程度いて、その属性はどういうものか、などのデータベースを素早く正確につかめる仕組みだ」

「貯蓄、借入れ、投資など金融取引にも個人識別番号の提示は義務付ける。・・・属性データベースを一定のルールを決めて民間に解放すれば、マーケティングの機会が広がる。職業訓練などにも同じように使える」

以上が、日経の大林尚編集委員の質問に答えての田中さんの異見だ。ちょっと、目を疑う“人格権無用論者”。だが、民主党の社保番号万歳論も、一步路を踏み外すと、こんな方向へすすむおそれは多いにあるということを教えてくれる反面教師。

以前から“背番号万歳”論調の日経は、“背番号万歳”の民主政権誕生を契機に、意図的に、こんな背番号万歳論者を登場させているのだろう。

田中さんの国際公共政策研究センター理事長と

の肩書もよくわからないけども。「おぎゃ〜と生まれてから墓場」に入るまで“国家が国民を徹底データ監視すべき”とのあからさまな“極論”登場もはじめてではないか。こんな政策は研究して欲しくない。それにしても、日経も、たいした言論人を見つけてきたものだ。

だったら、田中さん、“堅牢かつ柔軟な『個人識別番号制度』”などといわずに、“国民総背番号制”とはっきりいったらいいのではないか。あなたが構想する“データ牢獄国家”に生存権があるとは思えないのだが？

派遣社員になる“属性”をデータベースにして、民間に解放する？？ そうか。“派遣社員”って“悪玉”の属性なんだ？ “人工妊娠中絶”、“シングルマザー”、“ブータロー”等々、さまざまな属性を国家が管理することが“健全”と言う感覚・・・、解せない。

・・・こんな“ナチス”張りのこと言うのも、“言論の自由”なんだ？？

田中さんは、国民一人ひとりの資産、給付、資料などの番号管理がしっかりしていないから、“多く的人是はびくびくしながら貯蓄に走る。それに歯止めをかける効果が大きい”と言うが・・・。

国民を自立させないで、国家がの穴まで管理して、生かしてやる仕組みは、旧態依然とした“社会主義”の考え方。いや、国民選別論に根ざした“国家社会主義”だ。

こんな議論、憲法25条の生存権と安易に結びつけて欲しくない。識別番号つけて、“悪玉”の属性のある人を徹底的に識別（差別）して、その人の生存権を奪う結果に導くことを憲法25条が想定しているわけがない。

憲法13条をベースにした人格権、プライバシ

一権を死滅させる議論は絶対に“健全”じゃない！まっしろな民主党の若者議員の人たち、“生活が第一”は結構だけど、田中さんのような“国家社会主義者”の論理に惑わされちゃいけない。

住基コードっていう、立派な識別番号つくって、今度は、「社会保障番号」とか、ムダな公

共事業は止めよう。民主党のマニフェストにも、“ムダな公共事業はヤメル”って書いていたが……。『住基ネット』も、いまや立派な“ムダな公共事業”。行政刷新相の仙石代議士は、自身の信条に忠実に行動し、人権侵害の「住基ネット廃止」でムダ遣いを止める方針を出すべきだ。

民主政権、いち早く納番導入を叫ぶ

(CNNニュース編集部)

国民管理大好きな民主党が政権奪取に成功したら、早速、国民に牙を抜きはじめた。

09年9月21日に、財務省で開かれた政務三役会議で、峰崎直樹財務副大臣が、すべての納税者に番号を付けて所得を把握する「(民主党が公約した)納税者番号(納番)制度の検討をはじめべきだ」と提案。藤井財務相も「公約だ」と述べ、実現に向けた検討をすすめることに同意した。

民主党は、政権公約(マニフェスト)で「税と社会保障制度共通の番号制度の導入」を謳っていた。年金制度や福祉と税制の一体化などの改革を実現するには、個人の所得などを政府が把握することが必要と謳った。異論・反論は排して、その筋書を粛々と煮詰めて行くということだろう。

納番制度の導入時期などは決めなかったが、改革を実現するため不可欠なインフラで、早急な整備が必要との認識で一致したもよう。10月にスタートする新政府税制調査会などで具体的な議論を行う方向だ。

民主党が目指す制度改革を実現するためには、自営業者などの所得の把握が必要であり、それに納番が役立つというのは“事実誤認”である。むしろ、アメリカなどの例を見るまでもなく、社保番号(SSN)・納番を乱用した“成りすまし犯罪者天国”化が懸念される。アメリカでは、社保番号・納番の垂れ流しで、議会や金融犯罪取締当局は、手をやいている。事態はきわめて深刻だ。峰崎副大臣も、税金使わず、ポケットマネーで渡米し、番号犯罪の氾濫状態を一度視察して来た方がいい。

また、民主党は、働いても貧しい人たち(ワーキングプア・低所得者)対策として、アメリカなどで導入している減税と社会保障給付を組み合わせた「給付(還付)つき税額控除」の導入の方向を打ち出しており、これを実現するためにも納番が不可欠という。だが、「給付(還付)つき税額控除」の検討にあたっては、納番よりも、全員確定申告の仕組み、そのための税務支援制度を整備、さらに、そのための税理士(税務書類の作成)業務の規制緩和(有償独占化)による申告ボランティアの大量育成など、課題が山積している。

事実、アメリカにおいては、民間ボランティアによる還付申告支援制度が充実しているのにもかかわらず、「給付(還付)つき税額控除」申告の4分の1は過誤申告・不正申告という実情。納番があれば、所得把握も容易で、この種の還付申告が正しく行われる??とかいう、無責任でおバカな議論はやめよう。

仮にわが国で「給付(還付)つき税額控除」を導入するとする。そうなれば、新たに年末調整の対象になっていない500万人くらいのワーキングプアの人たちが税務署へ還付申告に押し寄せることになる。

これまで、税務署は一度でも、こうしたマル扶(給与所得者の扶養控除等申告書)が未提出で年調を受けておらず、還付申告すれば税金が戻ってくる人たち向けにまじめに税務支援を行ったことがあったであろうか?むしろ、税務署は意図的に“沈黙してこうした人たちを署に近づけてこなかった”のではないか?? 民主党はこれまで、こうした人たちの還付申告についてまったく発言し

てこなかったではないか！！

まず、これまでの傍観者的な態度への反省を込めて、今年末に向けて、いまの税制のもとでのワーキングプア向けの還付申告について、まじめに申告支援のためのアクション・プランを考えるべきである。臨税の大量導入など、いくらでも手立てはあるではないか。

“納番”がどうのこうのと、税金で食えているあなた方のレベルでの思考は一時凍結すべきだ。頭でっかちにならず、本当に“生活が第一”のワーキングプア向けの還付申告奨励プランを先行して実施すべきである。

日経記事「監視カメラ・日本の普及率 英国の3分の1」?? だから何！！

日本経済新聞(日経)2009年8月16日(日)、『エコノ探偵団、監視カメラに見張られる社会に?』の記事を読んだ。

“見出しと中身は大違い”・・・「中身」は、プライバシー意識ゼロ、監視カメラ企業のPR記事そのもの・・・。

「日本の普及率 英国の3分の1」のサブ見出しが“本音”・・・まだまだ少ないの論調。

慶応大学総合政策学部の“役所御用達学者”の准教授(38)のコメントを載せている。このセンセイいわく「欧米では日本以上に防犯や犯罪捜査に監視カメラを活用しています。特に1970~90年代にテロ事件が頻発した英国は、テロや犯罪の対策で監視カメラを使った厳しい監視体制を敷いています」と。だから何?

このセンセイ、専攻は「憲法」と聞いていたけど??・・・記事では“海外の防犯事情に詳しいセンセイ”と紹介されていた。“安心・安全社会”系の“防犯ガクシャ”か?

最近、こうした人権感覚ゼロの若手の憲法

ガクシャとか、労働者をウザイって言う労働法ガクシャとかが増えてきている。

実質的に、“司法試験の予備校”である法科大学院(ロースクール)の“負”の面が出てきているためか??・・・役所がコントロールする司法試験には、「人権」教育はいらぬ・・・。

このままじゃ、わが国では、「ジンケン」は在留外国人だけが議論するはめにも・・・。

役所が“政策”を独占している。民間でもチャンとした政策提言ができないといけない。

・・・こんな趣旨で設けられたのが大学の「政策学部」のハズ? そのセンセイが、役所と同じこと言ってるんじゃ、「そんなもの要らぬ」だよ!!

それにしても、日経記事、「商店街に設置広がる」、「街中に死角なし」、「見守りカメラとしての利用拡大」等々の小見出しはヒド!!

財界、大企業のおかかえ紙の日経サマ、プライバシー保護は一切語らず、“まだまだ監視カメラは足りない”の論調はいただけない。

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax 03-3985-4590

編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2009.10.26 発行 CNNニュース No.59

入会のご案内

季刊・CNNニュースは、PIJの会員(年間費1万円)の方にだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号

00140-4-169829

ピ・アイ・ジェー (PIJ)

NetWorkのつぶやき

・民主党のきわどい議員が週刊誌をにぎわしている。こうした議員も、折伏次第では、プライバシーを守るということ、社保番号カード反対のジャンヌダルクに変身するかも?それにしても、「人手」だらけで「人材」になりそうもない若手議員の多さに不安・不満がつのる。(N)